

芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」追加募集

募集要項

1 目的

文化の灯を絶やさないための対策として、令和2年に実施した支援に続き、令和3（2021）年1月の緊急事態宣言等によりイベントの開催を制限されている芸術文化団体に対し、劇場・ホール等を利用した公演等の制作及び配信により、新しい日常における自律的な創作活動を支援するとともに、都民が芸術文化に触れる機会を提供します。

2 事業概要

緊急事態宣言等により、令和3（2021）年1月～3月に東京都内で予定していた公演が中止・延期・入場制限となった団体を対象として、東京都内の劇場・ホール等を利用して開催する公演等の作品の企画を募集します。外部有識者等による企画審査を行い、採択された企画に基づく公演等に対して、制作支援金を支払います。公演を撮影した動画を掲出していただき、動画はインターネット（YouTube）を利用し一定期間無料で配信します。

【支援内容】

公演等の制作支援金として、企画1件につき200万円（消費税不課税）を支払います。掲出していただく動画の撮影・編集に要する費用も制作支援金に含まれます。

3 対象となる団体

（1）対象となる団体の資格

東京都内を本拠地とする芸術活動を行う団体で、緊急事態宣言等により、令和3（2021）年1月～3月に東京都内で予定していた公演が中止・延期・入場制限（収容率50%以下）となった団体

対象となる団体：芸術団体、民間の劇場・ホール、中間支援組織、実行委員会等

ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること

ア 主たる構成員が、芸術家、プロデューサー又は芸術団体であること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体の本部事務所や本店所在地が東京都内に存在すること

オ 定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記イ、ウ、エが明記されていること）

カ 政治活動、宗教活動を目的としないこと

キ 応募する企画の主催者として実施すること

※次の団体は対象外となります。

ア 国、地方公共団体又は外国政府が資本その他これに準じるものを出資している団体

イ 次に掲げる法人その他の団体

・暴力団員等（東京都暴力団排除条例〔平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という第

2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。) ・暴力団 (暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

・法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

ウ 令和 2 (2020) 年 6 月 29 日 (月) ~7 月 10 日 (金) に募集を行った「アートにエールを! 東京プロジェクト (ステージ型)」の採択団体

4 対象となる公演等

(1) 対象となる芸術分野

演劇、舞踊・舞踏、音楽、伝統芸能、その他

(2) 上演施設

東京都内の劇場・ホール等 (コンサートホール、多目的ホール・スペース、アートスペース・スタジオ、ライブスペース・スタジオ、寄席・演芸場等)

※通常観客を入れて公演を行う施設を優先します。

(3) 上演期間 令和 3 (2021) 年 6 月 27 日 (日) ~10 月 31 日 (日)

※上演や制作環境においては、いわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがい、消毒を徹底し、人と人との距離を空けるなど、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会) に定める新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意した実施方法であることが条件となります。

※次の企画は対象外となります。

- ・無観客で開催する公演等の作品の企画
- ・観客が飲食することを伴う企画 (飲食提供については、公演と空間を完全に分ける、もしくは時間帯を分けることを条件とします。)
- ・国、地方公共団体又は外国政府が主催者となっている企画
- ・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・既存の動画の作品 (この機会に新たに企画を上演し、撮影することを条件とします。)
- ・東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給が予定されている企画
- ・公益財団法人東京都歴史文化財団が管理運営する各施設との共催事業や提携事業
- ・大学その他の教育機関におけるゼミナール等学生の研究活動を主な目的とするもの

※企画の実施状況を確認させていただくため、東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団の職員数名程度が上演を視察させていただきます。

※ロゴ等の表示

公演 HP、チラシ、ポスター、プログラム等の広報媒体に以下の表示をお願いします。

- ① 本事業のロゴ
- ② 「本公演は、アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）の支援を受け、実施しています。」という定型文

※東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団は、公演の主催や助成という立場ではないため、記載いただく場合は、必ず上記の表記としていただきますようお願いいたします。

5 応募について

（1）提出書類

- ・企画申込書・概要書（様式①）
- ・団体プロフィール（様式②）
- ・団体の定款・規約（法人の場合は定款の写し、任意団体（法人以外）の場合は規約又は会則等の写し。全頁。）
- ・緊急事態宣言等により令和 3（2021）年 1 月～3 月に東京都内の劇場・ホール等で予定していた公演が中止・延期・入場制限となったことがわかる資料（ウェブサイトでの中止・延期の案内ページ、施設へのキャンセル料支払い書類など）（様式③）
- ・暴力団等に該当しないことの「誓約書」（様式④）
- ・応募企画をイメージできる資料（提出任意。書式自由。A 4 片面 1 枚まで）

（2）提出方法

- ・応募に必要な書類は、原則としてメールにてご提出ください。
 - ※メールを送付する際、件名に必ず「企画タイトル」を記載してください。
 - ※メールに添付していただく電子データは、15MB 以内としてください。
 - ※様式①及び②については、必ずエクセルデータをお送りください。PDF や JPEG 等エクセルデータ以外のファイル形式での提出は受け付けませんのでご了承ください。
 - ※様式③については、予定していた公演が中止・延期・入場制限となったことがわかる資料を電子データ化（PDF など）してお送りください。
 - ※メールでお送りいただく際には、個人情報の入ったデータにはパスワードをかけるなど、個人情報の取扱いにご注意ください。
 - ※企画書を提出後に内容を変更することはできません。
- ・郵送でも受け付けますが、できるだけメールでご提出いただきますようお願いいたします。

なお、郵送の場合は、応募に必要な書類一式の電子データが入った CD-R を必ず同封の上、簡易書留など発送記録が確認できる方法で送付してください。また着払いを受け付けませんのでご了承ください。

 - ※CD-R の提出がない場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。

【応募書類提出先】

メール：entry@cfa-stage.jp

住所：〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町 2-3 COMS 1F

「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」事務局

※entry@cfa-stage.jp 又は info@cfa-stage.jp のメールアドレスからご連絡させていただく場合がありますので、受信可能な設定にしてください。

(3) 応募受付期間

令和3（2021）年4月9日（金）～4月20日（火）

【応募書類提出締め切り】

メール：令和3（2021）年4月20日（火）14：00まで

郵送：令和3（2021）年4月20日（火）消印有効

※書類の持ち込みは受け付けませんので、ご了承ください。

(4) 募集件数

100件

(5) その他

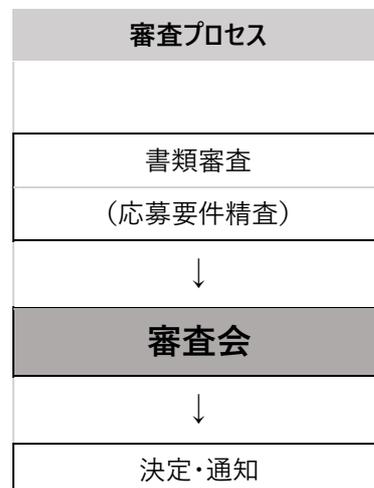
- ・応募は、同一団体から何件でも可能です。ただし、採択されるのは一団体につき原則として1件とします。
なお、施設が応募団体としてではなく、貸館として他の企画に参加する際の数の制限はありません。
- ・現在、東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団の実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている団体であっても、助成対象事業と異なる企画であれば応募可能です。

6 審査及び通知

(1) 審査の視点

審査は令和3（2021）年1月の緊急事態宣言等により東京都内で予定していた公演の中止・延期・入場制限の有無などの応募要件精査のほか、以下のような視点で行います。

- 創造性
創作に対する意欲がうかがえるか
- 適時性
新しい日常における鑑賞環境を意識した企画となっているか
- 実現性
今回の企画の実現性が担保されているか



(2) 審査のプロセス審査については書類選考を経て、外部有識者等による審査会で選定します。

(3) 審査結果

審査結果は、すべての応募団体に対し、6月下旬頃、書面で通知します。

なお、採択が決まった企画の応募団体に対しては、あらかじめメールで通知を行う予定です。

7 実施報告書

採択後、企画を上演した後できるだけ速やかに、上演の実施概要等を記載した実施報告書をご提出いただきます。

8 動画配信について

(1) 動画撮影・編集

公演等を動画撮影し、編集して20分以上の動画を作成していただきます。動画の撮影・編集については別紙をご確認ください。なお、撮影・編集した動画には、本事業のロゴを動画の中のどこかで3秒程度視認できる形で表現していただくようお願いします。また、本事業について文章で記載していただく場合は「本公演は、アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）の支援を受け、実施しています。」という定型文の表記をお願いします。

(2) 本事業の専用サイトでの動画配信

動画は、本事業の専用サイトで一定期間無料配信をさせていただきます（掲出期間は令和4（2022）年度末までを予定します。掲載終了時期の取扱いは別途連絡いたします）ので、上演後1か月以内に「YouTube」の各団体で管理可能なアカウントへ限定公開でアップロードをお願いします。事務局での内容確認後、一般公開していただき、専用サイトへの掲載を行います。限定公開でのアップロードの最終期限は令和3（2021）年11月末、一般公開の最終期限は令和3（2021）年12月末とします。

(3) 各団体のウェブサイト等による動画配信

完成した動画は、各団体のウェブサイト等で無料配信していただけますが、本事業の専用サイトで動画を配信している間は、全く同一の動画を有料配信することはできません。

なお、本事業の専用サイトで配信する動画とは別に、各団体が同上演について動画を作成し、配信することも可能です（無料・有料いずれも可）。ただし、その分の費用は各団体の負担となります。

9 制作支援金

- ・採択決定後、必要な書類全てが確認できた段階で制作支援金を支払います。（書類に不備がない場合でも提出から入金まで1か月程度お時間がかかります。）
- ・上演前の支払いも可能（採択から上演までの期間が短い場合は除く）ですが、支払目安は上演日のおよそ1か月前となり、上演会場の確保等が確認できる書類を別途提出していただく必要があります。
- ・令和3年12月末までに必要な書類全てが確認できない場合は、制作支援金のお支払いができません。

* 以下の場合は、採択の取り消しや支払った制作支援金を返還していただくことがあります。

- ・採択された企画申込書と著しく異なる公演を実施した場合及び採択された企画申込書と著しく異なる動画を掲出した場合
- ・応募規約及び募集要項に違反する事実が確認された場合
- ・所在地や連絡先を変更したにもかかわらず届け出がない場合ほか、連絡がとれない場合
- ・指定された期日までに動画のアップロード及び実施報告書等必要書類の提出がない場合

<支払いに必要な書類>

- 1 説明会内容同意書兼支払金口座振込依頼書（押印したもの）
口座名義人と代表者氏名が一致しない場合は、「委任状（押印したもの）」の提出も必要となります。
- 2 上演前にお支払いする場合：会場の確保等に関する書類等
- 3 本部事務局が東京都内に存在することを証明する以下の公的書類
（法人の場合）
原則として「登記簿謄本」又は「履歴事項全部証明書」の写し
※ただし、登記簿謄本、履歴事項全部証明書は原則 3 か月以内に発行されたもの
（任意団体の場合）
下記①②のいずれか
 - ① 「団体規約」又は「会則」等に記載されている本部事務局の所在地が団体の構成員の居住地と一致する場合は、当該構成員本人の住所が記載された証明書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票又は住民票記載事項証明書、運転免許証、健康保険証、パスポート、各種福祉手帳等）の写し
※ただし、住民票、住民票記載事項証明書は原則 3 か月以内に発行されたもの
 - ② 「団体規約」又は「会則」等に記載されている本部事務局の所在地が、団体の構成員の居住地ではない場合は、賃貸契約書等、団体の本部事務局が当該の場所にあることを証明する書類

【お問い合わせ】

「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」事務局

電話：03-5784-0024（平日 10 時～17 時／土日祝日を除く）

メール：info@cfa-stage.jp

参考：応募から配信までの主な流れ

